

事務事業調整報告書

協議項目	23-5 住民関係事務事業の取扱い	住民部会
協議細目	保育園、手数料、防災、追悼	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>< 保育園 ></p> <p>公営保育所は、浜坂町に5施設(へき地含む)、温泉町に2施設あり、民営保育所は浜坂町に1施設あります。温泉町は、平成17年4月に幼稚園・保育所の統合が決まっており、浜坂町においては将来の保育・幼児教育を考える検討委員会で再編を含め検討を行っています。当面は現行のまま引き継ぐことが適当と思われま。</p> <p>通園バスは、浜坂町で1施設、温泉町で2施設が運行していますが、温泉町は幼稚園との統合により1施設となるため再編する必要があります。なお、保護者負担金についても差異があるため、再編することが適当と思われま。</p> <p>保育料は、浜坂町は国の基準額の10分の1、温泉町は国の基準額の4分の1相当額を補助している状況を勘案し、温泉町の例により統一することが適当と思われま。</p> <p>延長保育は、保育所により延長時間に差異がありますが、各保育所の入所児童及び地域の実情が異なるため保育所毎に決定することが適当と思われま。</p> <p>乳幼児保育は、受入年齢に差異がありますが、施設の設備により受入できない保育所もあるため、基本的には最少年齢を生後6ヶ月とし、保育所毎に対応できる年齢を設定することが適当と思われま。</p> <p>一時保育は、半日の取扱いに差異がありますが、利便性を勘案し浜坂町の例により統一することが適当と思われま。</p> <p>保育研究会は、構成、補助金に差異がありますが、研修等による保育事業の進展向上の目的を勘案し、保護者を含む浜坂町の例により統合することが適当と思われま。</p> <p>< 手数料 ></p> <p>戸籍住民関係手数料のうち戸籍関係の単価は同じであります。その他住民関係の単価は、浜坂町が300円で温泉町が200円と差異があり、被害証明、漂流物・沈没品保管証明についても同様に差異があります。</p> <p>負担公平の原則及び住民の一体性の確保の面から統一することが望ましく、行政経費及び近隣市町の状況を勘案すると、浜坂町の例により統一することが適当と思われま。</p> <p>自動車の臨時運行手数料については、温泉町分も浜坂町で法に基づいて処理していることから現行のまま引き継ぐことが適当と思われま。</p> <p>船員関係手数料については、漁業協同組合のある町の事務となるため、浜坂町の例により統一することが適当と思われま。</p> <p>< 防災事業 ></p> <p>地域防災計画及び水防計画は、それぞれ災害対策基本法及び水防法に基き、町の防災会議をもって作成し、毎年検討を加え、必要あるときは修正することとなっています。</p> <p>合併後は、2町それぞれの計画を統合し、新町の範囲において新たな防災計画及び水防計画を策定する必要があります。</p> <p>防災会議は、防災計画及び水防計画を作成、推進していますが、合併後は新たに設置することとし、委員数は浜坂町の例により15人とすることが適当と思われま。</p> <p>災害対策本部は、災害が発生、または発生するおそれがあるとき設置しますが、緊急事態に備え、合併時に再編することが適当と思われま。</p> <p>自主防災組織は、2町とも全ての世帯が加入しており、災害時の初動体制及び地区住民の安全確保のために必要であり現行のまま引き継ぐことが適当と思われま。なお、婦人消防についても同様に引き継ぐことが適当と思われま。</p> <p>講習会の開催にかかる交付金については、地区における防災体制の育成のため引き継ぐことが適当と思われま。</p> <p>交通安全用具の支給は、浜坂町は鈴、ワッペン、反射タスキ等を支給していますが、温泉町ではライオンズクラブの協賛により適宜配布している状況です。現在の交通事情を勘案し、交通安全対策の面から浜坂町の例により引き継ぐことが適当と思われま。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-5 住民関係事務事業の取扱い	住民部会
協議細目	保育園、手数料、防災、追悼	
<p><戦没者追悼> 2町とも「戦没者の追悼」が目的であります。温泉町は「平和の集い」も含めて実施しており、これまでの経過や開催目的を勘案すると、温泉町の例により統一することが適当と思われます。</p> <p>2. 調整方針</p> <p><保育園> 保育所は、浜坂町は現行のまま引き継ぎ、温泉町は平成17年4月に幼稚園と統合する。</p> <p>通園バスの運行及び保護者負担金は、再編する。 保育料は、温泉町の例により統一する。 延長保育、乳幼児保育は、保育所毎に延長時間、受入年齢を設定する。 一時保育は、浜坂町の例により統一する。 保育研究会は、浜坂町の例により統合する。</p> <p><手数料> 戸籍住民関係手数料、被害証明等手数料、臨時運行手数料、船員関係手数料は、浜坂町の例により統一する。</p> <p><防災事業> 地域防災計画及び水防計画は、合併後1年以内に策定する。 防災会議は、合併後新たに設置する。委員数は15人とする。 災害対策本部は、合併時に再編する。 自主防災組織、婦人消防は、現行のまま引き継ぐ。講習会交付金は温泉町の例により引き継ぐ。 交通安全用具の支給は、浜坂町の例により引き継ぐ。</p> <p><戦没者追悼> 戦没者追悼は、温泉町の例により統一する。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	23-5 住民関係事務事業の取扱い		住民部会				
協議細目	保育園、手数料、防災、追悼						
3 - 1 . 事務事業現況比較表(保育園)							
区分	浜坂町			温泉町			
保育施設	公営(5施設) 浜坂保育所(定員120人) 大庭保育所(定員90人) 居組保育所(定員40人) 赤崎へき地保育所(定員30人) 御火浦へき地保育所(定員30人) 民営(1施設) 明星保育園(定員45人)			公営(2施設) 温泉保育園(定員120人) 照来保育園(定員60人)			
通園バス	対象：大庭保育所 運行形態：町バス、直営運行 保護者負担：1,000円/月額			対象：各保育園 運行形態：町バス、委託運行 保護者負担：2,400円/月			
保育料	徴収金基準額	国の保育料徴収金基準額の10分の1相当額を町が補助した保護者の負担額による 国の住民税課税状況、所得税額による階層に同じ			国の保育料徴収金基準額の4分の1相当額を町が補助した保護者の負担額による 国の住民税課税状況、所得税額による階層に同じ		
	階層	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
	第1	(円) 0	(円) 0	(円) 0	(円) 0	(円) 0	(円) 0
	第2	8,100	5,400	5,400	6,000	4,500	4,500
	第3	17,500	14,800	14,800	13,800	11,600	11,600
	第4	26,000	23,300	23,300	20,600	17,600	17,600
	第5	40,000	30,100	25,000	27,700	21,000	20,200
	第6	54,900	30,100	25,000	33,000	21,700	21,000
第7	72,000	30,100	25,000	36,000	22,500	21,700	
延長保育	通常保育 8:00～16:00 延長保育 浜坂・大庭 7:00-8:00/16:00-19:00 居組・へき地 7:30-8:00/16:00-18:00 明星 7:00-8:00/16:00-19:00			通常保育 8:00-16:00 延長保育 7:30-8:00/16:00-18:00			
乳幼児保育	公営：満1歳から 民営：生後6ヶ月から			生後6ヶ月程度から			
一時保育	区分	3歳未満児	3歳以上児	区分	3歳未満児	3歳以上児	
	1日	3,000円	2,000円	1日	3,000円	2,000円	
	半日	1,500円	1,000円				
保育研究会	組織	浜坂町保育所協議会			温泉町保育園協議会		
	構成	職員、保護者			職員		
	助成	補助金：181千円			補助金：1 保育園あたり10千円		

事務事業調整報告書

協議項目	23-5 住民関係事務事業の取扱い	住民部会
協議細目	保育園、手数料、防災、追悼	

3 - 2 . 事務事業現況比較表(手数料)

(1)戸籍住民関係手数料

(単位：円)

区 分	浜坂町	温泉町
印鑑登録証明	300	200
印鑑登録証	300	200
身分に関する証明	300	200
埋火葬に関する証明	300	200
住民票の写し、除かれた住民票の写し	300	200
住民票記載事項証明	300	200
外国人登録原票記載事項証明	300	200
外国人登録原票写し	300	200
戸籍謄抄本	450	450
戸籍の記録事項証明書	350	350
除籍の謄抄本	750	750
除籍の記録事項証明書	450	450
届出、申請の受理又は届書その他書類の記載事項証明	350	350
上質紙を用いた婚姻、離縁、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明書	1,400	1,400
戸籍法第48条第2項の書類の閲覧	350	350
住民票の閲覧	300	200
その他戸籍住民関係証明書	300	200

(2)その他手数料

(単位：円)

区 分	浜坂町	温泉町
被害証明	300	200
漂流物、沈没品保管証明	300	200

(3)自動車臨時運行手数料

(単位：円)

区 分	浜坂町	温泉町
臨時運行許可申請	750	(750) (温泉町分も浜坂町で処理)

(4)船員関係手数料

(単位：円)

区 分	浜坂町	温泉町
船員雇入契約公認	430	なし
船員手帳の交付又は書換	1,950	なし
船員証明	2,600	なし
船員手帳訂正	430	なし

事務事業調整報告書

協議項目	23-5 住民関係事務事業の取扱い	住民部会
協議細目	保育園、手数料、防災、追悼	

3 - 3 . 事務事業現況比較表(防災事業)

区 分		浜坂町	温泉町
地域防災計画	改定時期 改定作業 改定方法	平成10年3月 不定期 防災会議による	平成13年3月 不定期 防災会議による
水防計画	改定時期 改定作業 改定方法	平成3年3月 不定期 防災会議による	平成9年10月 不定期 防災会議による
防災会議	委員数 開催時期	15人 不定期	13人 不定期
災害対策本部	組織体制	本部長(町長) 副本部長(助役) 本部会議(町長以下課長級・消防団長)	本部長(町長) 副本部長(助役) 本部会議(町長以下課長級・消防団長)
	配備体制	第1配備:小規模災害(情報連絡体制) 少人数 第2配備:中規模災害(防災活動体制) 所属人員2~5割 第3配備:大規模災害(完全防災活動体制) 所属人員全員	第1配備:小規模災害(情報連絡体制) 少人数 第2配備:中規模災害(防災活動体制) 所属人員2~5割 第3配備:大規模災害(完全防災活動体制) 所属人員全員
自主防災組織	組織数 世帯加入率 組織率 資機材の整備 状況 啓発・育成事業	43(行政区83DID地区を10分割) 100% 100% 各組織に18種類の機材提供 「防災マップ」「防災のしおり」の全戸配布	34(行政区32) 100% 100% 各組織に機材提供 温泉町自主防災連絡会 自主防災講習会の開催(年1回程度:交付金支給)
婦人消防	組織 啓発・育成事業	婦人消防隊(3集落) 報酬支給	婦人防火クラブ(集落の婦人会の分会単位) 講習会の開催(年1回程度:交付金支給)
交通安全用具の支給	目的 対象 支給物	交通安全、交通事故防止の啓発 保育園・幼稚園児、小・中学校新入生 及び自転車通学生 交通安全資機材(反射材など)	なし (参考:温泉町ライオンズクラブの協賛により 交通安全反射タスキの配布あり。)

3 - 4 . 事務事業現況比較表(戦没者追悼)

区 分		浜坂町	温泉町
戦没者追悼式	名称 日時 場所 参列者 英霊数 主催者	戦没者追悼式 毎年4月10日 浜坂町多目的集会施設2階ホール 150人程度 687柱 浜坂町(浜坂町遺族会の協力)	恒久平和記念式典 毎年11月11日(世界平和記念日) 温泉町夢ホール 250人程度 476柱 温泉町

参考資料 1

住民関係事務事業の取扱いにかかる防災事業に関する法令

【災害対策基本法（抜粋）】

（市町村の責務）

- 第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。
- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第8条第2項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（市町村防災会議）

- 第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議をおく。
- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。
- 3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適當又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

（災害対策本部）

- 第23条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。
- 2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもって充てる。
- 3 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府県知事又は当該市町村長が任命する。
- 4 災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。
- 5 都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部に、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

（市町村地域防災計画）

- 第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。
- 2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
- 1 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
 - 2 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - 3 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
 - 4 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項